

陳 情 文 書 表

| | |
|----------------|---|
| 受理番号・受理年月日及び件名 | 陳情第2号 (01. 6. 19) 借上復興住宅に関する陳情 |
| 陳情の要旨 | 1. 市議会の努力で、入居者と神戸市とが話し合う機会をつくること。 2. 転居した住民の健康調査をすること。 3. 入居者が安心・安全な生活を送れるよう、行政を指導すること。 |
| 陳情者の住所及び氏名 | 神戸市兵庫区 安田秋成 |
| 送付委員会 | 都市防災委員会 |

借上住宅に関する陳情 ほか1件

陳情第1号、第2号

建築住宅局

| 陳 情 要 旨 等 | |
|--|--|
| 陳情者 | 神戸市東灘区 石田 健一郎 ほか |
| 陳情要旨 | <p>【陳情第1号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸市は借上住宅入居者の追い出し政策をやめ、借上住宅入居者で継続入居を希望するすべての入居者に継続入居を認め、裁判を取り下げ、話し合いで解決すること。 2. 借上住宅の現状を見て、政策の見直しをすること。 <p>【陳情第2号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会の努力で、入居者と神戸市とが話し合う機会をつくること。 2. 転居した住民の健康調査をすること。 3. 入居者が安心・安全な生活を送れるよう、行政を指導すること。 |
| 陳 情 に 対 す る 神 戸 市 の 考 え 方 | |
| <p>借上市営住宅は、緊急的措置として導入した目的と現状の乖離や、公平性確保、財政負担の観点から、市と所有者との間の契約に従って、順次返還していくことを基本としている。その際には、入居者の方お一人お一人の御事情や御意向を十分に把握し、希望に沿った地域の市営住宅に住み替えていただくことを基本とし、福祉部門とも連携しながら、丁寧できめの細かい対応を行うことにより、無理のない住替えと居住の安定を図っている。</p> <p>（「明渡訴訟」の取下げについて）</p> <p>移転の困難な方への配慮や希望に沿った地域の市営住宅に住み替えていただくため、平成25年3月には「借上市営住宅についての神戸市の考え方」を決定し、「完全予約制」及び「移転期限の猶予」や、一定の基準（要介護3以上、重度障害、85歳以上）に該当する方の「入居継続」を可能としている。このルールに基づき、これまで多くの方々から御理解いただき住み替え等をしていただいている。</p> <p>現在、訴訟が続いている世帯の方に対しても、これらの制度について御説明させていただき、住替え等をお願いしてきたが、残念ながら御理解が得られず、返還期限を迎えた。</p> <p>これまでの話し合いの中で、市の考え方と大きく異なる点は、法律の解釈であり、平行線状態であることから、今後、話し合いを継続したとしても新たな合意点に到達することは難しいと判断した。そのため、法的解釈にかかる判断を司法の場に委ね、問題の早期解決を図りたいと考えている。</p> <p>（転居した住民の健康調査について）</p> <p>借上市営住宅からの住み替え後の支援については、住替え業務をサポートする嘱託職員が、高齢者世帯を中心に住替え先の御自宅を訪問している。健康面での不安を抱えた方に対しては、担当のケアマネージャーと連絡を取り状況を伝えたり、あんしんすこやかセンターを紹介する等の対応を行っている。</p> <p>また、継続的に訪問を希望される世帯や、65歳以上の高齢者世帯については、指定管理者で実施している「見回り・声かけ運動」も活用しながら、サポートを継続していく。</p> <p>（政策の見直しについて）</p> <p>今後も、借上市営住宅からの住替えにあたっては、入居者の方の個別の御事情や御意向を十分に把握し、丁寧できめの細かい対応に努めて参りたい。</p> | |